

令和7年第2回雫石町議会定例会

# 教育施策方針演述

雫石町教育委員会

本日、ここに令和7年第2回雫石町議会定例会が開会されるにあたり、令和7年度の雫石町教育行政推進の基本的な考え方と施策の大要について、総合教育会議での議論を踏まえた所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

### (はじめに)

令和6年度は、様々な教育活動がコロナ以前の内容に戻りつつある中で、学校教育においては、予測困難な時代における様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる子どもたちを育成するために、学校ICT環境の整備や「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実等による「令和の日本型教育」の構築、及び、教職員の働きやすい教育環境整備に取り組み、児童生徒の健康、安全を第一に教育行政を推進してまいりました。

また、社会教育においては、子どもたちの成長や地域の活性化を目指し、学校と地域が共に歩めるよう様々な教育的活動を展開するため、「コミュニティ・スクール」を生かし、地域の連携・協働による教育活動の充実など「地域と共にある学校づくり」を推進してまいりました。

また、町内各文化施設、体育施設において、町民の様々な文化・スポーツ的行事を推進し、併せて鶯宿温泉スポーツエリア拠点施設を核として「いわて雫石アーチェリーセンター」でのアーチェリー体験教室の実施や大学・高校の合宿誘致など、アーチェリーの普及活動をはじめとする文化・スポーツ振興を進めてまいりました。

さらに、令和2年度から推進してまいりました「雫石町教育振興基本計画」は令和6年度末をもって計画期間が満了となることから、新たに「第2期雫石町教育振興基本計画」を策定いたしました。

令和7年度は、この計画をもとに将来を担う子どもたちが自ら夢や希望、目標を持って自己実現できるように「確かな学力」の「知」、「豊かな心」の「徳」、「健やかな身体」の「体」、「公共心」や「社会参画意識」、「規範意識」をもって地域で活動する「公」の雫石独自の「知・徳・体・公」の調和のとれた「生きる力」を育てていくための諸施策を展開してまいります。また、町民一人ひとりが、自ら高い志と意欲をもって、幸せや生きがいを感じながら、健康で充実した人生を創造できるよう、学校教育課・生涯文化スポーツ課が一体となって、「ふるさと雫石への誇りと愛着を育てる教育」の実現に向け、本町教育の振興に取り組んでまいります。

それでは、以下、令和7年度の主要な施策を申し述べます。

## (主要施策 I 知・徳・体・公の調和のとれた教育の推進)

まず、知・徳・体・公の調和のとれた教育の推進について申し上げます。

### (1 確かな学力を育む教育)

はじめに、確かな学力を育む教育についてであります。

児童生徒の「確かな学力」を保障するため、学ぶ意欲を高め「わかる授業への取り組み」を進めてまいります。特に、児童生徒の学習改善や教員の指導力の向上が求められていることから、児童生徒の「つまずき」に着目し、小学校1年生から中学校3年生まで全学年で一人ひとりの学力状況を経年で把握できる調査体制等を整えながら、学習内容の確実な定着に繋がるよう「わかる授業」への改善に取り組めます。併せて、学級集団や児童生徒個々の状況を的確に把握する調査も継続し、よりよい学級づくり及び人間関係づくりを支援してまいります。

I C T教育については、引き続き I C T支援員による授業支援を行うなど、学習内容に沿った効果的な活用の支援に取り組むとともに、児童生徒個々の学習スタイルに合わせた学習内容のさらなる定着と、I C T端末による家庭学習の習慣化を図ってまいります。

特別支援教育については、児童生徒の発達障がい等への理解が進む中、その専門性の一層の向上を目指し、教職員研修の実施や専門家による発達支援訪問指導等を継続してまいります。また、教育支援委員会を開催し、適正な就学指導を進めてまいります。併せて、各学校に町独自で学校支援員を適切に配置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を継続して進めてまいります。

## (2 豊かな心を育む教育)

次に、豊かな心を育む教育についてであります。

児童生徒一人ひとりが豊かな心を育み、命の大切さを基盤とした道徳性と人権意識が身に付くよう、道徳教育や特別活動の充実を図ります。

不登校対策については、中学校に町独自の教育相談員や適応支援相談員の配置を継続し、不登校生徒をサポートする校内教育支援センターの運営を充実させてまいります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実や「居場所づくり」、「絆づくり」など児童生徒が安心して学校生活を送れるよう校内体制の充実を図るとともに、学校不適應の未然防止やその早期解決に努めてまいります。加えて、不登校児童生徒宅への家庭訪問を実施するなど、本人はもとより保護者への支援を行い、不安感を払拭し良好な関係を保つよう努めてまいります。

いじめ問題については、「自他の生命尊重」を基盤とした「いじめの起こりにくい学校、学級の風土づくり」に取り組むことやいじめに対しての積極的認知や早期の組織的対応に努めるとともに、教職員の資質能力の向上を図る校内研修の充実に努めてまいります。

また、スマートフォン等の利用によるソーシャルメディアを介したトラブルなど、保護者と連携して、家庭においても利用ルールを定める等、注意喚起を行うとともに、警察や福祉等関係機関と連携を行いながら情報モラル教育の充実を図ってまいります。

### **(3 健やかな体を育む教育)**

次に、健やかな体を育む教育についてであります。

児童生徒の体力向上については、運動能力状況調査により本町小中学生の実態を十分に把握し、日常の学校生活における運動量の確保を目指すとともに、体育科の授業での指導方法の工夫改善と中学校部活動等による取り組みを継続的に努めてまいります。

健やかな体づくりの大きな要素である学校給食については、雫石町独自の自校式給食の強みを生かした食育指導の充実を図るとともに、地元農畜産物の利用促進を図り、農業や食文化への理解を深めてまいります。併せて学校給食費の半額助成や公会計を継続してまいります。

児童生徒の肥満防止対策としては、岩手県の「60（ロクマル）プラスプロジェクト」推進事業を実施しており、本町も「よりよい運動習慣」「望ましい食習慣」「規則正しい生活習慣」に積極的に取り組むとともに、冬期間の運動不足解消のため、町独自で「雫石っ子体力向上事業（縄跳び運動）」を継続して実施してまいります。

#### **（4 学校と家庭・地域との協働による教育の推進）**

次に、学校と家庭・地域との協働による教育の推進についてであります。

ふるさと雫石への誇りと愛着を育てる教育施策の一つである「コミュニティ・スクール」を通して、社会総がかりの子育ての実現を目指すとともに、地域との連携・協働による学校づくりと地域づくりに取り組んでまいります。

## **(主要施策 Ⅱ 安全安心な学校生活を送ることができる教育環境の整備)**

次に、児童生徒が安全安心な学校生活を送ることができる教育環境の整備について申し上げます。

通学路の安全対策については、スクールガードの見守り活動の他、町教育委員会や防災課、盛岡西警察署や道路管理者等の関係機関合同による通学路等安全推進連絡協議会を開催し、通学路等の危険箇所の点検調査の実施など危険箇所の把握と併せて防犯面での連携強化を図りながら登下校時の安全確保に努めてまいります。

次に、施設改修面については、町内学校施設のLED化をはじめ、防犯カメラやオートロック等の防犯システムの導入を行うほか、七ツ森小学校の屋根塗装改修工事と同校バリアフリー化の一環として校舎内の昇降機設置などに取り組んでまいります。

感染予防対策については、新型コロナウイルス感染症をはじめ、インフルエンザ等の感染対策を今後も継続するとともに、児童生徒が健康で安全安心な学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

## （２ 安心して学ぶための支援体制の整備）

次に、安心して学ぶための支援体制の整備についてであります。

ICT教育の環境整備については、令和3年度からの国の「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒への一人一台端末の配備や通信ネットワークの整備を行ってきましたが、導入から5年が経過することから、国の「NEXT GIGA」への取り組みとしてタブレット端末機の更新を行い、ICT教育の更なる充実に務めてまいります。

雫石高等学校の教育振興につきましては、「雫石高校将来ビジョン」に基づき「中高連携」を今後も継続し、中高生が共に学び合える場として「公営塾」を引き続き開設し、進路実現と基礎学力の向上につながるよう支援してまいります。また「虹色コンパス」などのキャリア教育支援事業については、令和6年度から雫石中学校でも実施しており、さらに中高の連携を図り、地域に根ざした魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

同校の入学志願者数は近年、増加傾向にあることから、今後も雫石中学校の生徒とその保護者に対して、郷土芸能委員会の活動をはじめとする生徒活動及び町の経済的な支援等を周知するとともに、近隣中学校に対しても、魅力ある雫石高等学校への進学について紹介等を行ってまいります。

### **(3 教職員の働く環境の整備)**

次に、教職員の働く環境の整備についてであります。

教職員の働き方改革に基づく環境づくりについては、雫石町教職員働き方改革プランに基づき教員の業務改善が図られるよう取り組んでおり、令和6年度には、統合型校務支援システムを導入しておりますが、引き続き教職員の業務の負担軽減を目指し、働き方改革の推進を行ってまいります。

### **(主要施策Ⅲ 生涯学習社会の推進)**

次に、生涯学習社会の推進について申し上げます。

#### **(1 生涯学習の推進と充実)**

はじめに、生涯学習の推進についてであります。

グローバル化、情報化、高齢化など急速な社会の変化により、町民の生活様式も大きく変化しております。町民が生涯を通じて学びたいことをそれぞれの手段や方法で楽しく学び、生きがいのある心豊かな生活につなげられるよう町民のニーズに合った各種講座等を実施し、いつでも、どこでも、だれでも学べる多様な学習の機会を提供してまいります。

特に、町立図書館は、地域における生涯学習と文化の創造に中核的な役割を担っており、多様な町民ニーズに対応した適切な資料や情報の提供を行うとともに、各種おはなし会等の開催や乳児とその保護者を対象としたブックスタート事業を継続するなど、幼児・児童生徒及び幅広い世代が読書の楽しさを実感しながら生涯にわたって読書に親しむ習慣を促してまいります。また、蔵書のシステム更新を行うとともに、各世代の読書ニーズに合った図書を選定や、利用者の資料検索などの支援を行うなど、読書に親しめる居心地の良い空間づくりと利用者の利便性の向上に努めてまいります。

## （２ 地域に根ざした青少年の育成）

次に、地域に根ざした青少年の育成についてであります。

前述したとおり、令和7年度は「コミュニティ・スクール」を通して、さらに学校と地域が一体なって子どもたちの成長を育むため、地域学校協働活動支援員が学校と地域のコーディネーター役を積極的に行ってまいります。

また、平成16年度より取り組んでいる富士市と雫石町との少年交流事業について、令和7年度は、雫石町の小学5,6年生約30名で富士市を訪問し、様々な体験等の交流を通して富士市との少年少女の友好を深めてまいります。

加えて、全日空機・自衛隊機衝突墜落事故とその教訓を風化させないように、富士市に向かう途中では羽田空港に立ち寄り、全日空の格納庫・旅客機を見学し、空の安全や航空機の仕組み等を学ぶ予定としております。

#### **(主要施策Ⅳ スポーツによる地域活性化の推進)**

次に、スポーツによる地域活性化の推進について申し上げます。

##### **(1 多様なスポーツ活動の推進)**

はじめに、多様なスポーツ活動の推進についてであります。

「スポーツを通じて生涯健康で誰もがいきいきと輝くまち しずくいし」を基本理念とした令和7年度からの「第2期雫石町スポーツ推進計画」に基づき、「子どものスポーツの機会の充実」、「生涯スポーツの推進」、「スポーツ環境の充実」、「スポーツによる地域の活性化」を基本目標として各施策に取り組んでまいります。また、「鶯宿温泉スポーツエリア」は、「スポーツと地域振興のための拠点の形成」を基本理念に掲げ、令和7年度からは、これまでの「鶯宿温泉スポーツエリア整備計画」と合わせた「鶯宿温泉スポーツエリア振興計画」として進めることとしており、地域住民や関係者とのワークショップ等の話し合いを継続して行いながら地域に密着した計画として、その実現に努めてまいります。

特に、「いわて雫石アーチェリーセンター」につきましては、「鶯宿温泉スポーツエリア拠点施設」として一体的な運営を図ってまいりましたが、今後もスポーツ合宿の誘致に努めるとともに、令和7年度に創設する「(仮称)雫石アーチェリークラブ」において、次代を担う子どもたちや町民の方々の加入を目指し、競技人口の拡大や普及に積極的に努めてまいります。併せて、中・長期的な視点で持続可能な運営体制を目指し、スポーツによる地域振興のための拠点整備を進め、交流人口の拡大や地域のにぎわい創出に取り組んでまいります。

## (2 競技スポーツの推進と交流)

次に、競技スポーツの推進と交流についてであります。

競技スポーツの推進に向けては、競技力向上のためにも幼少期から運動に親しみ、発育発達に応じた指導を行うことが重要であることから、スポーツ団体の活動や指導者育成の支援を行うなど、多様な目的、年齢に対応したスポーツ機会の創出に向け、各種競技大会の開催や上位大会への選手派遣の支援に取り組めます。

また、「いわてスポーツコミッション」や「盛岡広域スポーツコミッション」等とも連携し、各種競技のスポーツ合宿・大会誘致活動に積極的に取り組み、スポーツによる交流人口の拡大に努めてまいります。

## (主要施策Ⅴ 文化芸術活動の推進)

次に、文化芸術活動の推進について申し上げます。

### (1 文化芸術活動の活性化)

文化芸術活動の活性化については、町民の自主的・主体的な創作活動や文化芸術団体の活性化を図り、生きる喜びと創造性や感性を育むために、総合芸術祭をはじめとする芸術文化活動の成果を発表する場を設け、関係団体等と連携して取り組んでまいります。

また、より多くの町民が質の高い優れた文化芸術に触れ、音楽のすばらしさを実感することができる事業として、令和7年度も継続して東京藝術大学音楽創生交流事業に取り組めます。

## **(主要施策Ⅵ 歴史文化の保存と継承)**

次に、歴史文化の保存と継承について申し上げます。

### **(1 文化財の保存・継承及び活用)**

時代を超えて町や地域の象徴として親しまれ、保存承継されている有形・無形の文化財は、社会環境の変化、価値観の多様化等を背景にその保存や継承が容易ではないことから、令和7年度より「雫石町文化財保存活用計画」をもとに、その取組を進めてまいります。今後は、後世に引き継がれるよう、関係団体等と連携を深め、調査、研究や発表の場を引き続き設けながら、保存、継承及び伝承活動を支援してまいります。

また、令和7年度に迎える新生雫石町70周年の記念の節目に合わせ、これまでの雫石町の発展をまとめ、後世に新しい雫石町の創成を見出す目的をもって雫石町史第3巻の編纂に当たってまいります。

加えて、町の歴史や文化を後世に伝えていくために、歴史民俗資料館の活用を促進し、郷土史団体と連携して郷土の歴史を学ぶことができる講座や教室の開催にも継続して取り組んでまいります。

#### (むすび)

以上、令和7年度における教育行政の基本的な方針と施策の概要について申し上げます。

国の「教育振興基本計画」においては、「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根ざしたウェルビーイングの向上」が示されています。

このことを受け、雫石町の教育を進めるにあたり、豊かな学びの環境で、自分のよさや可能性を発揮し、多様な人々との関わり合いを大切にしながら、社会で生きていく過程の中で、人の「温かさ」に包まれながら、人間的な成長ができること、そして力強く豊かな人生を切り拓き、雫石町の未来の創り手となることを目指して教育施策を進めてまいります。

また、生涯学習や文化芸術、生涯スポーツ分野においても、知識や教養を深め、個人の人生を豊かにするだけではなく、学習を通じた仲間づくりや学習成果を生かした地域づくり・町づくりへ進展し、それにより地域の活性化が全ての人のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでまいります。

むすびに、令和7年度から始まる「第2期雫石町教育振興基本計画」に基づき、「ふるさと雫石への誇りと愛着を育てる教育」を目的とした雫石の教育推進のために、より一層、学校、家庭、地域及び行政が一体となり、雫石の未来を担う人づくりを目指し、その重責を果たしてまいります。